

各種制度等について

奨学生制度について

◎部活動（スポーツ）奨学生制度 募集人員：各部若干名

スポーツの活動において顕著に優秀な成績を修め、学業に優れた方で経済的支援を希望する方を対象といたします。申請された方は書類審査、セレクション等（入試の可否には反映されません）によって奨学生該当の可否と種別（下記表参照）を選考いたします。

※部活動（スポーツ）奨学生の申請は以下の入試に出願時のみ受け付けます。

「**AO入試**」（3回：9/3、10/1、12/10）「**推薦入試**」（Ⅰ期：11/19、Ⅱ期：12/10）

※部活動（スポーツ）奨学生希望者は、出願時に高等学校部活動顧問等からの推薦願書および戦績、大会成績等を示す書類の提出が必要となります。出願前に本学各該当種目（指定強化部）の部長、監督もしくは入試広報課に必ずお問合せください。

※出願時には「奨学生申請書」「所得証明書もしくは源泉徴収票（コピー可）」を同封してください。

※給付期間は、当該年度の1ヵ年となりますが、継続して願い出ることができます。

●対象種目：硬式野球・柔道・卓球・弓道・バドミントン・サッカー

学業・スポーツ奨学生および学業特待生種別

種別	内容	金額
		経済経営学部・健康福祉学部
特別種	入学金・授業料・設備費・教育充実費相当額	1,180,000円
第一種	入学金・授業料・教育充実費相当額	940,000円
第二種	入学金・授業料相当額	820,000円
第三種	入学金・授業料半額・教育充実費相当額	580,000円
第四種	入学金・設備費・教育充実費相当額	460,000円
第五種	入学金・教育充実費相当額	220,000円
第六種	入学金相当額	100,000円

※奨学生は給付、特待生は免除となります。

※入学金相当額の給付・免除は入学手続き時のみとなります。

◎部活動（吹奏楽部）奨学生制度 募集人員：5名

吹奏楽経験者で、学業にも優れた方。（継続して4年間練習に参加可能であることを条件とします）

申請された方は書類審査、セレクション等（入試の可否には反映されません）によって奨学生該当の可否と種別（下記表参照）を選考いたします。

※部活動（吹奏楽部）奨学生の申請は以下の入試に出願時のみ受け付けます。

「**AO入試**」（3回：9/3、10/1、12/10）および「**推薦入試**」（Ⅰ期：11/19、Ⅱ期：12/10）

※部活動（吹奏楽部）奨学生希望者は、出願時に高等学校部活動顧問等からの推薦願書および戦績・大会成績等を示す書類の提出が必要となります。出願前に本学吹奏楽部顧問もしくは入試広報課に必ずお問合せください。

※出願時には「奨学生申請書」「所得証明書もしくは源泉徴収票（コピー可）」を同封してください。

※給付期間は、当該年度の1ヵ年となりますが、継続して願い出ることができます。

吹奏楽奨学生種別	内 容	金 額
吹奏楽第一種	入学金・授業料・教育充実費相当額	940,000円
吹奏楽第二種	入学金・授業料相当額	820,000円
吹奏楽第三種	入学金・授業料半額・教育充実費相当額	580,000円
吹奏楽第四種	入学金・設備費・教育充実費相当額	460,000円
吹奏楽第五種	入学金・教育充実費相当額	220,000円
吹奏楽第六種	入学金相当額	100,000円

※経済経営学部・健康福祉学部共通

※入学金相当額の給付は入学手続き時のみとなります。

◎学業奨学生制度 募集人員：若干名

学業において優秀な成績を修め、経済的支援を必要とする方は、申請により（申請条件は高校の評定平均3.5以上）入学試験とは別の学科試験を行い学業奨学生の可否と種別（P24中段表参照）を選考します。

「推薦入試」「一般入試」「編入学試験」のみで申請できます。

※この学科試験は入試の可否判定には反映されません。

給付期間は該当年度の1ヶ年ですが、継続して申請が可能です。2年次以降、継続の申請をした方は前年度の成績に応じて、該当の可否および種別が選考されます。なお、所得金額が制限を越えている場合は、奨学生制度が適用になりません。

※出願時には「奨学生申請書」「所得証明書もしくは源泉徴収票（コピー可）」を同封してください。

◎母子（父子）家庭奨学生制度 募集人員：若干名

母子：（父子）家庭の方で経済的支援を必要とする方。（**全ての入試形態**で申請できます）

- 給付内容：入学金・設備費・教育充実費（第四種）相当額（※入学金相当額の給付は入学手続き時のみ）
ご希望の方は、「奨学生申請書」「所得証明書もしくは源泉徴収票（コピー可）」「住民票（世帯全員記載のもの）」を出願書類に同封してください。なお、所得金額の制限等の条件により、奨学生として該当しない場合もあります。
- ※給付期間は、当該年度の1ヶ年となりますが、継続して願い出ることが可能です。

◎特別（被災者支援）奨学生制度

震災で被災された方で故郷の復興に携わっていく人材を、育成・支援することを目的とした制度です。
※給付期間は、当該年度の1ヶ年となりますが、継続して願い出ることが可能です。

対象	給付期間	給付額	提出書類
震災により保護者（家計の主たる者）が亡くなった方	4年間（1年更新） ※2年目以降は状況により給付額が変更になる場合があります。	授業料相当額の給付 720,000円	・災害弔慰通知書 ・罹災証明書 ・奨学生申請書
震災時に福島県・宮城県・岩手県沿岸部に居住し、地震または津波の影響で自宅を失い、仮設住宅・アパート等の借り上げ住宅での生活を余儀なくされている方	4年間（1年更新） ※2年目以降は状況により給付額が変更になる場合があります。 ※所得金額が制限を超えている場合は、適用になりません。	授業料1/2および教育充実費1/2相当額の給付 420,000円	〈仮設住宅入居者〉 ・郵便物 ・罹災証明書 ・住民税課税証明書 ・奨学生申請書 〈借上住宅入居者〉 ・アパート等の入居契約書 ・罹災証明書 ・住民税課税証明書 ・所得証明書または源泉徴収票 ・奨学生申請書

※各種奨学生制度は、入学後も毎年度、申請手続きが必要となります。なお他の学内奨学金とは併用不可となります。

受験料免除（被災者支援）について

震災により被災された方は、受験料を免除いたします。出願時に罹災証明書を必ず同封してください。
ご不明な点などは入試広報課までお問い合わせください。

学業特待生制度について（1年次のみ）

「大学入試センター試験利用入試」には学業特待生制度があります。

当該試験の詳細はP6～7を参照ください。（※「公務員養成特別プログラム入試」による学業特待生制度とは異なります）

※2年次以降は学業奨学生制度に申請することができます。申請した方は前年度の成績に応じて、該当の可否および種別が選考されます。

なお、2年次以降の申請時には「所得証明書もしくは源泉徴収票（コピー可）」の提出が必要となります。（学業奨学生制度は、所得金額が制限を超えている場合は、適用になりません。）

※種別、免除額については、学業特待生種別（P24中段表）を参照ください。

問い合わせ先：入試広報課 Tel.0246-35-0002